

## 道路協力団体 ロゴマーク利用規程

(制定) 令和4年12月22日

### (目的)

第1条 本規程は道路協力団体のロゴマークを利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において道路協力団体のロゴマークとは、別紙のデザインとする。

2 本規定において「文字」とは「道路協力団体」という文字をいう。

### (ロゴマークの利用に関する権利)

第3条 道路協力団体のロゴマークに関する一切の権利（著作権、商標権を含む。）は国土交通省に帰属する。

2 ロゴマークの利用について、利用期限は設けない。

### (利用目的)

第4条 ロゴマークは、道路協力団体の普及促進を目的として利用するものとする。

### (利用の範囲)

第5条 ロゴマークは、原則として次の場合に利用できるものとする。

- 一 道路協力団体が団体の業務において利用する場合
- 二 道路協力団体が団体の業務の広報・周知を目的として利用する場合
- 二 報道機関が道路協力団体に関する報道を目的として利用する場合
- 四 国の行政機関及び地方公共団体が利用する場合

2 ロゴマークの利用目的又は利用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを利用することができない。

- 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 二 国土交通省の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合
- 三 第三者の利益を害すると認められる場合
- 四 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合
- 五 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

- 六 ロゴマークを利用する商品及び技術等の品質を、国土交通省が保証しているかのような誤解を招きやすい方法で利用する場合
- 七 使用物にあつては、その品質・規格・性能等が法令等に定める基準を満たしていない場合またはその恐れのある場合
- 八 前条の利用目的に鑑みて不相当であると認められる場合
- 九 その他国土交通省が不相当であると認める場合

(利用基準)

第6条 前条の利用の範囲を満たす場合は、次の基準に基づき広くロゴマークを利用することができる。

- 一 原則として画像中のマークと文字を一体として利用すること。ただし、使用するロゴマークの大きさが小さく、文字が判読できない場合または利用する媒体の表示範囲に制限がある場合は、文字を表示しないことができる。また文字の配置について、利用する対象により別紙例のように、変更することができる。
- 二 大きさについての制限は設けないが、縦横の比率を変えて拡大・縮小しないこと。
- 三 別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしないこと。ただしロゴマークが判別できる範囲で背景を重ねることは可とする。
- 四 無彩色とする場合以外、色を変えないこと。

(利用料)

第7条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

(ロゴマークの利用中止)

第8条 道路協力団体の指定を取り消された者は、取り消された日からロゴマークを利用することはできない。

- 2 国土交通省は、前項の規定により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(ロゴマーク利用の差止め等)

第9条 国土交通省は本規程の内容に反してロゴマークが利用された場合、直ちにその利用の停止および利用物の回収等を請求する。

(非保証・免責事項)

第10条 国土交通省は、本規程によりロゴマークを利用した利用対象物等について、その品質等の保証責任を負わない。

- 2 国土交通省は本規程による利用者のロゴマーク利用内容についての正確性、適法

性は保証しない。また利用者によるロゴマークの利用が第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについても何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第 11 条 ロゴマークの著作権等に関する争議が生じた場合、国土交通省は一切責任を負わない。

- 2 国土交通省はロゴマークの利用に伴って利用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。
- 3 利用者は、ロゴマークの利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任をもって処理するものとし、国土交通省は、それに関する一切の責務を負わない。
- 4 利用者は、ロゴマークの利用において故意又は過失により国土交通省に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を国土交通省に賠償しなければならない。
- 5 国土交通省は前二項の規定に違反する利用者又はロゴマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとるものとする。

(所管)

第 12 条 ロゴマークの取扱いに係る事務は、国土交通省道路局環境安全・防災課が所管する。

(規程の改定)

第 13 条 本規程は、国土交通省により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

- 2 本規程の改定によりロゴマーク利用者に不利益が生じたとしても、国土交通省は一切の責任を負わない。

(その他)

第 14 条 本規定に定めのない事項については、国土交通省が判断するものとする。

<別紙> ロゴマークの基本デザイン



MORISAWA A-1 ゴシック M  
(代替フォント : HGP ゴシック E)

<文字を上部に配置する例>

道路協力団体



<文字を下部に配置する例>



<無色彩（白黒）の例>



## ■基本カラー

グラデーション

C : 82% + M : 53%

C : 74% + Y : 76%



白色

道路協力  
団体

文字カラー

C : 100% + M : 20% + Y : 90% + K : 0%



C : 82% + M : 53%



C : 74% + Y : 76%



C : 100% + M : 20% + Y : 90% + K : 0%

## ■単色（白黒）の場合



道路協力  
団体

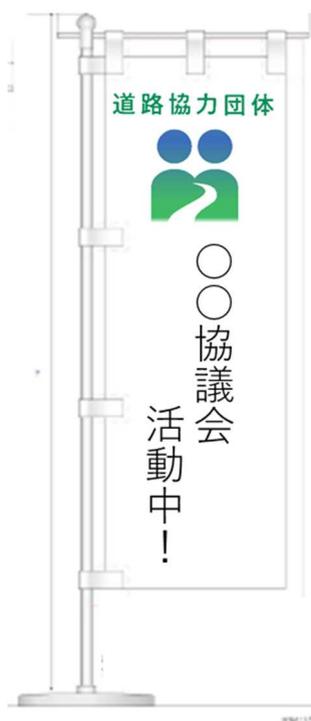
グラデーションを使用しない。

## <別紙2> ロゴマークの利用例

### ○Tシャツ



### ○のぼり旗



#### <その他の活用例>

- バッジ・シール・ステッカーなど
- 活動広報のパンフレット・ポスターなど
- 名刺など頒布物への標示など
- 利便増進施設への標示など